

官民共創太田市ブランディング戦略策定に関するコンサルティング業務委託
公募型プロポーザル実施要領

太田市おおた未来戦略部
企画政策課
令和8年10月

1 事業目的と概要

2024・2025 年の滞留人口メッシュ分析^(※)において、F 層（マーケティングで最も消費する性別・世代とされる 20～40 代の女性）の太田市内(休日)での滞留人口を分析すると、道の駅おおたは「1,200～2,400 人」（イオンモール太田やオープンハウスアリーナ太田といった大規模な商業施設や集客施設は「10,000 人超」と伸びしろがあり、このエリアを活用した経済活性化施策（観光案内、特産品販売など）が期待される。

金山山頂は登山や自然観光資源としての活用が考えられるが、現状は滞留人口が「1,400 人以下」と少なく、地域経済活性化には追加の観光プロモーションやアクセス改善が必要である。

一方で、地域経済循環分析で民間消費額の地域外への流出額を見ると、本市は 1,000 億円（伊勢崎市は 610 億円）となっている。ここから、現状の太田市は、地元産品や観光資源の認知不足による経済停滞、地域イメージの定着不足による域外からの関心が低下している状態であることが推察される。

これらの課題を解決し、太田市の観光客数および観光消費額増、地元産品の売上高増といった域内経済の活性化を図ることを目的に、太田市ブランディング戦略を策定し、当該戦略に基づいた施策を展開する。そこで、今年度においては当該戦略の策定に向けたコンサルティングを依頼するもの。

※：ある地点に 15 分以上滞留している人の 1 時間あたりの平均人数(滞留量)。今回は 2025 年・休日の総量を示している。

2 発注業務の概要等

(1) 業務名称

官民共創太田市ブランディング戦略策定に関するコンサルティング業務委託

(2) 業務内容

令和 9 年度において、市内在住者や都市生活者を対象に、本市の地域資源（文化・産業・自然・食等）を活かし、新しいローカルの価値を提案する「市のブランド戦略」を策定・展開する。そこで、ブランド戦略の作成前に、地域特性への理解度や意思決定の精度を向上させるとともに、官民共創のための合意形成を図るため、今年度において当該ブランド戦略に向けたコンサルティングを行い、市の強みや独自性、目指すべき将来像、優先すべき事項を明確にする。

詳細は、別紙「官民共創太田市ブランディング戦略策定に関するコンサルティング業務委託仕様書」を参照すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限額

1, 100, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 選考方法

公募型プロポーザル方式とする。

(6) 事務局

本プロポーザルの実施は、太田市おた未来戦略部企画政策課を事務局として行うものとする。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、次の要件を全て満たす者とする。

① 参加申請書提出時において、本市が規定する入札参加資格を有していること。

ただし、入札参加資格を有していない場合であっても、資格審査に必要な書類を参加申請書の受付期間に提出し、審査を受けることでプロポーザルに参加することができる。

【資格審査に必要な書類】

- ・決算書の写し

直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）

- ・直近1か年分の以下の納税証明書（本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する納税証明書）

ア）消費税及び地方消費税

イ）本店所在地の法人市町村民税

ウ）本店所在地の固定資産税・都市計画税

- ・商業登記簿謄本（申請日の3か月以内のもの）

- ・印鑑証明書（申請日の3か月以内のもの）

- ・暴力団排除に関する誓約書

② 自治体により対応内容が変わるため、取得可能であれば添付

③ 本業務と同類又は類似の業務を実施した実績を有すること。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

⑤ 参加申請書の提出日から選定結果の通知日までの間、太田市入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

⑦ 銀行取引停止又は差押えを受けていないこと。

⑧ 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から一定期間を経過しない者が含まれないこと。

- ⑨ 太田市暴力団排除条例及び太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく措置を受けていないこと。
- ⑩ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑪ その他法令等に違反していないこと、又は違反するおそれがないこと。

4 実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル公告	令和8年10月8日（木）
質問書の受付期間	令和8年10月9日（金）～13日（火）
質問回答	令和8年10月14日（水）
参加申請書の受付期間	令和8年10月16日（金）～19日（月）
参加資格結果通知	令和8年10月20日（火）
企画提案書等の提出期間	令和8年10月21日（水）～23日（金）
審査	令和8年10月28日（水）
審査結果通知、公表	令和8年10月30日（金）
委託契約締結	令和8年11月2日（火）

5 配布書類

（1）配布期間

4 実施スケジュールのとおり

（2）入手方法

市 HP からダウンロード

（3）配布書類

- 官民共創太田市ブランディング戦略策定に関するコンサルティング業務委託プロポーザル実施要領
- 仕様書
- 参加申請書（様式1）
- 会社概要（様式2）
- 同類業務実績（様式3）
- 質問書（様式4）
- 企画提案書表紙（様式5）
- 業務実施体制（様式6）
- 配置予定技術者調書（様式7）
- 辞退届（様式8）
- 暴力団排除に関する誓約書（様式9）

6 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、関係書類を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	提出部数
参加申請書	様式 1	1 部
会社概要	様式 2	1 部
同類業務実績	様式 3	1 部
3 参加資格に記載の資格審査に必要な書類 (※)		必要部数
暴力団排除に関する誓約書 (※)	様式 9	1 部

※入札参加資格を有しない場合

(2) 提出期間

4 実施スケジュールのとおり

(3) 提出方法

事務局へ、郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法とし、提出期限必着とする。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和 8 年 10 月 20 日 (火)・午後 5 時までに、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛てに結果を通知する。なお、参加資格を有すると確認された者が 6 者以上の場合、書類審査を行い、企画提案書の提出者を上位 5 者まで選定する。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに関する企画提案書は、仕様書に準拠した内容とし、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	特記事項
企画提案書	任意	表紙は様式 5 を使用すること。枚数制限：無
業務実施体制	様式 6	分担業務の内容が明確となるよう体制表(組織図)を記入又は添付すること
配置予定技術者調書	様式 7	氏名、経歴、実績等を記載すること。資格証明書類の写しを添付すること
業務工程表	任意	A 3・横・片面・カラー 1 枚とすること。

(2) 提出期間

4 実施スケジュールのとおり

(3) 提出方法

提出書類は、上記表の順序で製本し、項目ごとにインデックスを付け、10部（正本1部、副本9部）を提出すること。

正本と副本の内容は全て同一とするが、副本への押印は省略することができる。なお、正本と副本とが識別できるように提出すること。また、紙ファイルと同一の電子データ（PDF、押印省略可）をメールまたは電子記録媒体（CD-R、DVD-R）で提出すること。その他提出先等については、前述「6 参加申請（3）」と同様とする。

8 企画提案書の取扱い等

(1) 提出された書類は一切返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれる可能性があるため、原則として公開しない。

ただし、太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）の規定に基づき開示する場合がある。

(3) 企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含めないこと。やむを得ず含める場合は、当該箇所にマル秘表示等の適切な措置を講ずること。

9 質問及び回答

本要領及び仕様書等に不明な点がある場合は、質問書（様式4）を次の方法で提出すること。

(1) 提出期間

4 実施スケジュールのとおり

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

電話、口頭及び期限後の質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年10月14日（水）・午後1時（予定）に市HPへ全ての回答を掲載する。

10 辞退

参加申請書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を次の方法で提出すること。

(1) 提出期間

令和8年10月23日（金）まで

（２）提出方法

前述「６ 参加申請（３）」と同様とする。

１ １ 審査方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を公正に決定するため、選定委員会を設置し、書類審査及びヒアリングにより総合的に審査する。

（１）実施概要

- ① 令和８年 10 月 28 日（水）
- ② 市役所本庁舎 10 階
- ③ 出席人数 2 人以内
- ④ 提案内容の説明
説明者は、実際に事業を担当する者を含むものとし、提出した企画提案書に基づき説明すること。
- ⑤ プレゼンテーション・ヒアリング時間
 - ・提案者からの説明時間 20 分程度
 - ・発注者からの質問時間 10 分程度
- ⑥ プレゼンテーション方法
新たな資料は映像のみ可とする。映像は HDMI で出力できる仕様とする。その他手法で投影が必要な場合は、企画提案書提出時に申し出ること。
- ⑦ その他
詳細は、企画提案書提出後、別途通知する。

（２）審査結果

審査結果は、令和 8 年 10 月 30 日（金）に電子メールで通知する。

（３）その他

審査内容等は公表しない。

また、結果に対する異議申立ては受け付けない。

１ ２ 審査基準

項目	評価基準
業務実績等	本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。又は、業務を円滑に推進するために必要な経営基盤及び管理能力を有しているか。
業務実施体制等	本業務と同種又は類似する業務実績がある技術者が適正に従事できるか。また、円滑かつ確実に遂行するための人員配置及び役割分担が

	適切か。
企画立案	事業目的を理解し、最大限の効果が得られる提案となっているか。
アイデア	課題解決や新たな効果につながる提案があるか。
見積金額	業務を実施するための金額として妥当か。
的確性・実現性	提案内容が適切で、知識や経験に裏付けられた実現性のある提案か。
信頼性・表現力	提案内容が分かりやすく、説得力があるか。

1 3 契約

- (1) 審査により委託契約交渉順位第一位となった候補者と、委託契約締結に向けた協議を行う。契約交渉が不調の場合は、順位付けられた提案者の上位者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約は本プロポーザルに基づく随意契約とする。
- (3) 契約にあたっては、太田市契約規則（平成 17 年太田市規則第 75 号）に基づくものとする。

1 4 その他

- (1) 当該プロポーザルに関する提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する一切の経費は参加者が負担する。
- (2) 提案は 1 社につき 1 件とする。
- (3) 提出期限を過ぎても必要書類が到着しない場合は、棄権したものとみなす。
- (4) 提案内容の実施に際しては、事務局と再度協議を要する。
- (5) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 見積額が委託料上限額を超えている場合
 - ② 契約締結時までに参加資格を欠いていることが判明した場合
 - ③ 契約に向けて必要な協議が不調に終わった場合
 - ④ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
 - ⑤ その他、著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格と認定した場合

1 5 事務局

〒373-8718 群馬県太田市浜町 2 番 35 号

太田市役所 おおた未来戦略部企画政策課（担当：須藤、河田）

TEL：0276-47-1808（秘書室内）

E-mail：001100(@)mx.city.ota.gunma.jp（(a)を@に変換してください）